

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

千葉県
千葉市

2. 構造改革特別区域の名称

千葉国際教育特区

3. 構造改革特別区域の範囲

千葉市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 千葉県の特性

千葉県は成田国際空港及び千葉港を有し、我が国の空と海の玄関の役割を担っている。国際的な業務機能の集積する幕張新都心（千葉市ほか）、国際水準の研究開発拠点を目指すかずさアカデミアパーク（木更津市ほか）、東京大学、千葉大学を中心に国際的な学術研究都市を目指すつくばエクスプレス沿線地域（柏市、流山市）等の形成が進み、国際的な交流・業務・研究開発・学術機能が集積している。また、良好な国際ビジネス環境を提供し、約300社の外資系企業が立地している。

県内の在住外国人は10万人を超え、県人口の約1.7%を占めている。小学校における外国人子女在籍数は2,030人（平成17年）、帰国子女数は484人（平成16年4月～平成17年3月に帰国）を数える。

国際教育においては、「チバ・インターナショナル・エデュケーション・プラン(CIEP)」により、文部科学省研究指定「スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール (SELHi)」(成田国際、千葉女子、松戸国際の3県立高等学校)及び千葉県教育委員会と市教育委員会が実施する「ゲイトウェイ・トゥ・イングリッシュ・ランゲージ(GEL)」(成田市、浦安市)を行い、英語による授業の充実を図っている。また、小・中・高の連携を深め、英語によるコミュニケーション能力を重視した教育を推進し、将来、国際的な舞台で英語を駆使して活躍できる人材の育成を目指している。

(2) 千葉市の地域特性

千葉市は、東京都市圏における業務機能の一翼を担う業務核都市として、また首都機能の分散型ネットワーク構造を支える広域連携拠点として、千葉

都心、幕張新都心、蘇我副都心を中心に、商業・業務機能、学術・教育機能、文化・スポーツ・レクリエーション機能及び交流機能等の高次都市機能が集中する都市である。

千葉県内においては、行政、経済等の中心都市として、県庁をはじめ国、県等の公共・公益施設が数多く立地し、製造業や商業をはじめとする事業所も県内最大規模の集積を誇っている。

このことから、本市は、東京都市圏の東の拠点として中枢性を発揮すること、また、県内の要となる政令指定都市として、リーダー性や先駆性を発揮することが期待されている。

小・中学校の国際理解教育においては、外国語指導助手による英語活動・語学指導を充実させ、コミュニケーションを図る能力や態度の育成に努めるとともに、帰国児童生徒及び外国人児童生徒の適応指導と特性を伸ばさせるための指導の充実を図っている。また、英語教育の先進事例となるような学校づくりを推進するため、文部科学省研究指定「スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール (SELHi)」(市立稲毛高等学校)を行い、英語による授業の充実に取り組んでいる。

(3) 当該地域で規制の特例措置を講じる必要性

千葉市は「地域に根ざした真の国際都市」を基本理念に、世界に開かれた個性ある都市づくりを進めている。市内には幕張新都心等の国際拠点があり、市内の在住外国人は18,864人(平成18年3月末現在)で、市人口の約2%を占めている。小学校における外国人子女在籍数は283人(平成17年)、帰国子女数は109人(平成16年4月～平成17年3月に帰国)を数えている。

増加する帰国子女や外国人子女に対応し、規制の特例措置を講じ柔軟なカリキュラムで国際性の高い内容の授業を行う学校を設置することにより、国際人の育成や在住外国人の生活環境の充実が図られ、国際都市としての魅力が高まることとなる。

5. 構造改革特別区域計画の意義

今日、国際化が急速に進展する中で、国際社会に生きているという自覚と広い視野を持ち、国を越えて相互に理解し合うことがますます重要になっている。また、我が国にあっては、今後一層積極的に国際社会に対して貢献していくことが求められている。これらの観点から、国際社会において、世界情勢や歴史的背景などを理解し、外国の文化や価値観を尊重しつつ、自分の考えや意思を正しく伝えることができる国際人の育成は急務であり、そのために必要な英語を用いたコミュニケーション能力の育成が求められていると

ころである。

一方、経済、学術、政治、文化等の様々な面で国家間の交流が増大する中で人の往来が活発化し、県内の在住外国人は増加の一途を辿っている。親の転勤や駐在に伴い来日する外国人子女も増加しており、母国に近い授業内容で学ぶことが可能な多様な教育機会の提供が求められている。

このような中、千葉県では「チバ・インターナショナル・エデュケーション・プラン(CIEP)」を平成14年3月に策定し、その積極的な推進に努め、平成15年5月に旧成田市地域を対象とする国際教育推進特区の認定を受けるなど、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成を重視した教育を推進してきたところである。

この国際的な教育環境の充実を一層進め、構造改革特別区域計画により、すでに高い英語能力を有する日本人子女（帰国子女等）及び外国人子女を受け入れ、その能力の伸長を図るとともに、多国籍の児童がともに学ぶ環境をつくり、日々の学校生活の中で、語学能力だけでなく国際社会に対する理解を深めることが出来る学校の設置が可能となる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

千葉県や千葉市の国際的な地域特性や国際教育の実績を踏まえ、規制の特例措置を活用して国際的教育環境を創造し、児童の適性や発達段階に応じながら、英語によるコミュニケーション能力の伸長と国際社会の理解促進を図ることを目標とする。

本特区におけるこうした実践研究やこれを踏まえた効果的な国際教育の一層の推進により、広く県内の児童生徒が、将来豊かなコミュニケーション能力を身に付け、国際社会に貢献できることを目指すと同時に、本県の英語教育全体の向上や帰国・外国人児童生徒の受入の充実に資することにより、グローバル化が進展する社会において地域の活性化を担いうる人材の育成や、このための教育環境の整備を図る。さらに、周辺の学校を中心に児童生徒間の交流を促進するとともに、この学校で得られた授業方法や教材開発等の知見を県内の学校と共有することで、本県における英語教育、国際理解教育の推進拠点とすることを目標とする。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

国際化が急速に進展する中、国際的な地域特性を有する本特区内において、豊かなコミュニケーション能力を身に付け、多文化の環境で学ぶことにより、国際社会で共生していくための資質・能力・態度が育成され、グローバルな視点から地域経済を担いうる人材が多数輩出される。

特に、個々の児童にとっては、人としての基礎を培う時期に他文化と出会いふれあう直接体験を重ねることにより、自分とは違った考えの人等に対しおおらかな気持ちで受け入れることができる。また、英語によるコミュニケーション活動や多様な学習活動を通して、語学のみならず、国際社会に対する理解を深めることができ、将来における個々の可能性を広げられることを目指す。

また、帰国・外国人児童生徒の受入れ体制の充実に資することにより、国際的なビジネスが本特区内で展開するに際しての教育環境面でのインフラ強化を通じて、内外の企業の集積が促進され、地域経済、ひいては我が国経済の活性化に資することが期待できる。

さらに、実践研究の成果を県内外の学校や教育機関にも広く供することを通じて、グローバル化に対応した国際教育がそれぞれの地域特性に応じて広範に展開されることにも寄与することができる。

8. 特定事業の名称

8 0 2 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 千葉県のチバ・インターナショナル・エデュケーション・プラン(CIEP)

将来、国際的な舞台で英語を駆使して活躍できる人材の育成を目指すため、小学校からの英語教育や、英語以外の教科・行事等を英語で行う教育など、千葉県ならではの特色ある英語教育の有効な指導方法を探求するモデル地域を段階的に拡大する。

併せて、地域の特性を生かし、英語以外の外国語を学べる特色ある高等学校づくりを進める。

また、次代を担う高校生を文化・スポーツ等の様々な分野で海外に短期間派遣したり、海外からの留学生等の受入を支援したりする具体的な方策についてさらに検討を進めるなど、本県ならではの国際的視野を持った有能な人材の育成を目指す。

さらに、外国人子女等の受入体制を充実させ、日本語指導、適応指導等の在り方なども併せて研究する。

千葉県ならではの特色ある英語教育の有効な指導方法を探求するモデル地域 (3地域)

小・中・高が連携して英語を用いた実践的コミュニケーション能力の伸張を図る実践研究

小・中学校の一貫した英語教育のカリキュラム研究

音楽や体育などの教科の一部を英語で指導する方法の研究と実践

小学校における英語指導方法、教材等の開発

英語以外の外国語を学べる特色ある高等学校

高校生の海外派遣の在り方に関する現地調査

(2) 千葉市の国際化推進の取組み

千葉市は、国際化推進の基本理念として「地域に根ざした真の国際都市」を掲げ、「市民主体の国際化の推進」、「パートナーシップに基づくネットワークの構築」、「世界に開かれた都市の創造」、を基本目標と定め、下記のような総合的・計画的な国際化施策を推進している。

国際交流活動の推進

市民レベルでの国際交流を中心とし、多彩なプログラムの展開による人づくりの推進や、様々な分野での国際交流活動の施策を展開する。

国際協力の推進

国際協力の推進に必要な人材育成に努めるとともに、様々な国際協力機関と連携し、地球環境の保全など幅広い分野の国際協力事業を推進し世界の平和と発展に貢献する。

幅広いネットワークづくり

NPO、NGO等との緊密な連携により幅広いネットワークづくりの構築を進めるとともに、国際交流や国際協力活動に技術や経験を備えた人材の育成や活用を図るとともに、国、県、関係機関との連携を深め、総合的・計画的な国際化施策を展開する。

共生社会の形成

地域社会での交流を通して、外国人市民の社会参加を促進するため、日本語学習や国際理解教育の充実を図るとともに、留学生や研修生が活躍できる場を提供し、外国人市民が活動しやすい環境づくりをめざし、情報提供、相談・支援機能の充実など、外国人市民が住みやすく、働き、活動しやすい地域社会を形成することのできる施策を展開する。

国際都市の魅力創出

国際会議・観光都市として、様々な情報を国内外に積極的に発信するとともに、千葉都心、幕張新都心の機能の高度化を進めるほか、蘇我副都心の育成・整備を図り、国際都市・千葉市にふさわしい施策を展開する。

学校教育における英語活動や国際理解教育の取組みの基本方針

- ・ 広い視野を持ち、異文化を理解するとともに、これを尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく資質や能力の育成を図る。
- ・ 国際的視野に立って物事を考え、判断しようとする態度の育成を通して、日本人として、また、個人としての自己の確立を図る。
- ・ 国際社会において、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意志を表現できる資質を育てる観点から、基礎的コミュニケーション能力の育成を図る。
- ・ 帰国・外国人児童生徒の学校生活への適応を図るとともに、帰国・外国人児童生徒とその他の児童生徒との相互理解を通じた国際理解教育の推進に努める。

別紙

1. 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

民間事業者が設立する学校法人

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特例措置適用認定の日

4. 特定事業の内容

すでに高い英語能力を有する日本人子女（帰国子女等）及び外国人子女を受け入れ、英語イメージ教育や多様な学習活動を行い、英語によるコミュニケーション能力の伸長や国際社会に対する理解を深めるとともに、ビジネス等で日本に駐在する外国人子女等に本国に近い学習環境を提供し、世界の国々から集まる児童がともに学び、日々の学校生活の中で国際感覚を身につけることが可能となる学校を設置する。

帰国子女や外国人子女等の転出入の多い状況を考慮し、児童一人ひとりの学習歴を踏まえ、個々に応じた指導を実施する。また、特に学ぶ力の基礎を形成する「読み書き計算」を重視する。さらに、適応指導、生活支援、学習支援のカウンセリング機能の充実を図り、多国籍の児童がともに学ぶことに配慮した体制を整える。

5. 当該規制の特例措置の内容

(1) 取組の期間

特区計画の認定された日から、下記(2)の教育課程の基準によらない部分が、教育課程の基準内になるように学習指導要領が改訂されるまでとする。

また、特区計画の認定された日から5年の間に本取組の評価を行い、見直しを図る。

(2) 教育課程の基準によらない部分

国語を除く各教科等の英語による授業の実施（対象学年：全学年）

日本人子女(帰国子女等)及び外国人子女に対して、国語を除いた各教科等の授業を英語により実施することを基本とする。(イメージ教育の推進)

教科「英語科」の新設（対象学年：全学年）

教科として「英語科」を新設し、国際社会で役立つ英語能力の育成を推進する。

教科「インターナショナル科」の新設（対象学年：3学年～6学年）

学習指導要領に定める社会科の学習内容を国際理解教育の視点と児童の発達段階を考慮に入れながらカリキュラム編成を行う。同時に、世界史や世界地理的要素も併行して学習活動の中に取り込むことができる工夫を講ずる。

音楽・図工の教科を統合し、「芸術科（アート科）」の新設（対象学年：全学年）

音楽・美術の関連性を生かした指導の工夫や教科としての「まとまりのある授業時間の確保」（週時間数の増加）に伴う指導計画の工夫を図り、教科の融合性を考慮にいれながら授業の効果的な進め方の研究開発を推進する。最終的には、一人ひとりの芸術性の伸長を目指す。

標準授業時数との比較では、各学年の音楽と図画・工作を合わせた時数よりも少なくなっているが、指導計画の工夫や学校教育活動により、十分に内容のある授業を提供するよう工夫することとする。

「情報科（IT科）」の新設（対象学年：全学年）

教科「情報科（IT科）」を新設し、高度情報社会の進展に対応した教育を推進する。具体的には、他教科で活用できるスキルの習得を児童の学習活動に応じて、学んでいく。例）コンピューターの操作、プレゼンテーションのやり方等。

特別活動と道徳を統合し、「ライフデザイン」の新設（対象学年：全学年）

特別活動と道徳の時間を融合し、道徳教育を前提とした人間としての基本的規範の学習（心の教育）やキャリア形成など人生設計に関する教育（生き方教育）の推進を目指し、これまでの教育課程においても児童が特別活動における様々な活動において経験した道徳的行為や道徳上の事柄について、道徳の時間にそれらを位置付けて取り上げ、学級の児童全体でその道徳的意義を考えさせてきた。今回、特別活動と道徳の時間を統合することにより、児童の発達段階に応じながら、人間としての

基本的規範の学習(心の教育)とキャリア形成など人生設計に関する教育(生き方教育)をより深くかつ体系的に学んでいく。

標準授業時数との比較では、各学年の道徳と特別活動を合わせた時数よりも少なくなっているが、指導計画の工夫や学校教育活動により、十分に内容のある授業を提供するよう工夫することとする。

総合的な学習の時間の授業時数の削減(対象学年:全学年)

総合的な学習の時間の学習活動は、各学校や地域、児童の実態等に応じ、創意工夫を生かした活動となっている。例えば学習活動として、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題(総則第3の3)である。福祉・健康を除く上記学習活動については、英語科、情報科やインターナショナル科の中で十分に達成できるということから、総合的な学習の時間の授業時数の削減をする。

(3) 計画初年度の教育課程の内容等(教育課程表:別紙)

日本人子女(帰国子女等)及び外国人子女の教育を共存させるハイブリッド型教育を実現するために、計画初年度の教育課程より下記の事柄を柱にして研究開発を実践していく。同時に、日本人子女(帰国子女等)の国際性感覚やコミュニケーション能力の向上を多様な学習活動や多国籍のクラスメイトとのつながりを通して高めていきたい。

- ・ 原則として国語を除く各教科等を、基本的には英語を使いイメージョン教育として進めるので、外国人教員を活用しつつ小学校学習指導要領に準じたカリキュラムを進めていく。
- ・ イメージョン教育で行う共通の学習指導と、児童一人ひとりの学習歴を踏まえ、個々に応じた指導の組合せで、これからの未来に活躍できる子どもたちの人格基盤と能力基盤の形成を目指していく。

具体的には、インターナショナル科、英語科、アート科、IT科、ライフデザインの新設に伴い、他教科との連携を深めながら広く世界の中で活躍する真の国際人の育成を目指していく。特に英語科については、毎日20分モジュール授業の実施を行う。また、IT教育等の特徴ある各種リテラシー教育等にも力を入れていく。これらは、原則として日本人子女(帰国子女等)及び外国人子女を対象とした共通の学習指導の中で行われる。

しかしながら、日本人子女(帰国子女等)及び外国人子女の個々の学習歴

等や家族や本人の要望等により、特に日本人子女(帰国子女等)に対しては、海外で身につけた言語の維持伸長を目的とした言語学習や算数等に力を入れたキャッチアップ特別教科プログラムを用意し、個々に応じた指導を実施する。

また、外国人子女に対しては、日本語で行われる国語の授業に対して十分な配慮をしながら授業を進めていく必要がある。ついては、日本語に十分なじめない児童に対して、カリキュラムにある学習活動とは別に、日本語支援プログラム(仮称)を特別に講じ、個々に応じた指導を実施していくことは必要であろう。

(4)本計画と憲法、教育基本法、学校教育法に示す学校教育の目標との関係について

本計画では、国語を除く各教科等の授業を英語で行ういわゆる英語イマージョン教育を行うが、これにより、懸念される国語の習得や我が国の現状と伝統に関する理解には十分な対策を講じる。

具体的には、特に国語力の強化と我が国の理解については力を入れ、国語を正しく理解し、使用する能力を養うとともに、我が国を正しく理解するよう十分な対策を講じる。

また、英語で授業が実施される各教科等について、その教育内容が児童に十分理解されるよう配慮する。

万一このような懸念が生じた場合には、速やかに学習内容の変更等、必要な措置を実施する。

この計画は、検定済教科書の英訳版を使用しつつ、学習指導要領に定めた各教科等の内容の理解を深め、日本語能力の伸長に資するという観点から、日本語の検定済教科書も使用する。

教育にあたる外国人教員については、日本の教育システム並びに学習指導要領の理解のための研修を実施し、学習指導要領等に基づく教育内容であることに配慮する。

最後に、この学校は学習指導要領をベースとした運営を行うものであり、卒業後の進路(接続)については、我が国の中学校に入学、他の小学校に転校しても、無理なく学習指導に適応できうるものとなっている。

以上のような理由から、本学校の行う教育内容は、日本国憲法はもとより教育基本法をはじめとする教育諸法を十分踏まえた内容であると考えられる。